

政令第百七十一号

関稅定率法施行令の一部を改正する政令

内閣は、関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）第十五条第一項第十号の規定に基づき、この政令を制定する。

関稅定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の二に次の一号を加える。

四 核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定第十三条1の規定に該当する貨物

附 則

（施行期日）

1 この政令は、核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の効力発生の日から施行する。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令の一部改正）

2 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）の一部を次のように改正する。

第十三条第四項中「及び第三号」を「から第四号まで」に改める。